

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○救急医療機関の認定	(医療政策課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(水産林政総務課)	二
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	(森林整備課)	二
○道路の供用開始	(道路課)	三
○海岸保全区域の変更(三件)	(河川課)	三
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて		八
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		八
公安委員会		
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		八

告 示

○宮城県告示第六百三十六号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
令和元年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百三十七号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和元年七月二十三日

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
仙石病院	東松島市赤井字台五十三一	令和元年七月十七日	令和四年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和元年 九月二日	塩竈市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
九月三日	塩竈市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
九月四日	塩竈市 全 域	午前10時30分から 午後2時30分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
九月六日	塩竈市 浦 戸	午前10時30分から 正午まで	浦戸諸島開発総合センター
九月九日	塩竈市 仲 卸 市 場	午前8時30分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場(四号売場休憩所)
九月十日	塩竈市 仲 卸 市 場	午前8時30分から 正午まで	塩釜水産物仲卸市場(四号売場休憩所)

○宮城県告示第六百三十八号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
令和元年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊一のとおり
二 認可年月日
令和元年七月二十三日
○宮城県告示第六百三十九号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を令和元年七月二十三日から令和元年八月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊二のとおり

- 二 申請年月日

令和元年七月八日

- 三 縦覧場所

宮城県庁（農政部農業振興課）

○宮城県告示第六百四十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市、南三陸町区域（宮城県漁業協会の組合の唐桑支所、気仙沼支所、大谷支所、津支所、志津川支所、及び支所所在地）	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により樺受網を使用してさくまをとることを目的とする漁業	令和元年七月四日	気仙沼市本吉町柳沢百三十一、三浦一徳雄、三浦隆、気仙沼市本吉町小金沢八十四、千業隆	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第二十九号）第三号第六条に規定する漁業	四人

○宮城県告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
石巻市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

様式第6号 (第3条関係)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書				年 月 日
宮城県公安委員会 殿				
車両の種類	住所		申請者	印
	氏名		氏名	
障害者	住所	年齢	年齢	歳
	氏名	電話番号	申請者との続柄	
	障害名		等級	
	身体障害者・療育手帳番号			
主たる運転者	住所	年齢	年齢	歳
	氏名	電話番号	申請者との続柄	
参考事項	運転免許種別			
	警察署交付番号	旧交付番号		
確認者	上記のとおり相違ないことを確認した。			警察署 印
	年 月 日			

備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号、様式第9号、様式第11号から様式第15号まで、様式第16号、様式第17号、様式第20号から様式第22号まで、様式第24号から様式第27号まで、様式第29号及び様式第30号の4から様式第37号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第2条 宮城県道路交通規則の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。
別表第2 (第11条関係)

路線名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から 栗原市金成片馬合手柄地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字館野丙21番7先から 亶理郡亶理町逢隈中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から 栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から 栗原市志波船堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 亶沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本西26番1先から 仙台市太白区茂庭字入来田中67番1先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から 本吉郡南三陸町戸倉字坂石44番1先まで
一般国道45号	本吉郡南三陸町志津川字十日町1番先から 気仙沼市東八幡前160番1地先まで
一般国道45号	気仙沼市唐桑町字境10番地先から 気仙沼市唐桑町字竹の袖37番4地先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 気仙沼市本吉町卯名沢240番3先まで

一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市本吉町津谷長根86番3先から 気仙沼市松崎高谷47番1先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで 気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで
一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城県利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内63番8先まで
一般国道48号	仙台市青葉区郷六字大霙35番1地先から 仙台市青葉区作並字長原20番地先まで
一般国道108号	石巻市須江寺前89番1地先から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から 大崎市古川旭六丁目4番1先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉鬼首字田野13番2先から 大崎市鳴子温泉鬼首字車沢岳地内秋田県境まで
一般国道108号	石巻市舊平一丁目23番6地先から 石巻市蛇田字森線37番1地先まで
一般国道115号相馬福島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町葦田字下山20番1先から 伊具郡丸森町葦田字下山126番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字赤石山2番40先まで 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から 柴田郡川崎町大字支倉字石橋33番1先まで
一般国道398号	登米市迫町北方字谷地前181番1地先から 栗原市若柳字北字今宿字石橋33番1地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城県利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西9.95番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番2先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	塩竈市大日向町135番6地先から 宮城県利府町利府字新大谷地30番3地先まで

主要地方道仙台松島線	宮城県利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城県松島町根廻字桐田15番1先まで
主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河瀬66番2先から 宮城県松島町初原字原1番10先まで
主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜巨理線	名取市関上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
主要地方道塩釜巨理線	巨理郡巨理町荒浜字篠子橋6番1先から 巨理郡巨理町字田館61番21先まで
主要地方道塩釜港線	仙台市宮城野区仙台港北一丁目2番6地先から 仙台市宮城野区仙台港北一丁目3番3地先まで
主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
主要地方道巨理大河原川崎線	塩竈市貞山通二丁目57番6地先から 塩竈市港町二丁目335番1地先まで
主要地方道石巻鹿島台大衡線	柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
主要地方道仙台空港線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
主要地方道仙台塩釜線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市榎松字新橋105番1先まで
主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁目の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道岩沼蔵王線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
主要地方道泉塩釜線	柴田郡村田町大字小泉字北畑ノ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道築館登米線	塩竈市東玉川町26番地先から 塩竈市東玉川町32番地先まで
主要地方道築館登米線	栗原市築館字萩沢後沢道北6番1地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで

主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢3番3地先から 黒川郡大和町駒場字中堀244番地先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで
主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から 宮城県七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市栄四丁目340番4先まで
一般県道関上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
一般県道大和崎谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港イオンター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 石巻市赤井字南三225番1地先まで
一般県道石巻港イオンター線	東松島市赤井字八反谷地69番2地先から 東松島市赤井字南三225番1地先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢六ヶ沢17番先まで
一般県道亘理イオンター線	亘理郡亘理町逢隈中泉字北原236番地先から 亘理郡亘理町逢隈牛袋字化難坂66番1先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城県利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城県利府町利谷沢字化難坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市植松字入生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
一般県道石巻女川イオンター線	石巻市蛇田字東道下28番1地先から 石巻市蛇田字東道上147番地先まで

市道定禅寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台北港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで
市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目3番8先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先 (北西角) から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先 (南西角) まで
市道扇町23号線	仙台市宮城野区扇町六丁目2番10地先から 仙台市宮城野区扇町六丁目2番13地先まで
市道扇町25号線	仙台市宮城野区扇町六丁目1番1地先から 仙台市宮城野区扇町七丁目3番14地先まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁目の目東町7番15番先から 仙台市若林区六丁目の目東町5番先 (南東角) まで
市道原町岡田 (その2) 線	仙台市若林区御町五丁目2番13地先から 仙台市若林区御町五丁目3番8地先まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町三丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目201番23先まで
市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで

市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道南錦町東玉川町線	塩籠市南錦町149番6地先から 塩籠市東玉川町26番地先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木三丁目226番2先まで
市道工場街路一号线	多賀城市明月一丁目105番1地先から 多賀城市宮内二丁目119番3地先まで
市道工場街路二号线	多賀城市明月二丁目118番2地先から 多賀城市宮内二丁目118番2地先まで
市道工場街路三号线	多賀城市宮内二丁目116番1地先から 多賀城市宮内二丁目115番1地先まで
市道工場街路四号线	多賀城市明月三丁目112番1地先から 多賀城市明月三丁目42番地先まで
市道工場街路五号线	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
市道西大町線	岩沼市館下三丁目25番15先から 岩沼市吹上三丁目15番1先まで
市道二野倉工業団地1号线	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
市道二野倉工業団地2号线	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
市道矢野目相野釜線	岩沼市下野郷字菱沼6番8先から 岩沼市下野郷字空港南四丁目2番2先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2先から 岩沼市下野郷字新相野各地1番1先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
町道菅生焼ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北焼ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで

町道山下大沢線	黒川郡大和町テノケノヒルズ1番先から 黒川郡大和町小野字明通8番4先まで
町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
臨港道路ふ頭4号线	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
臨港道路ふ頭5号线	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港二丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号线	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号线	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号线	仙台市宮城野区港四丁目24番12先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この規則による改正前の宮城県道路交通規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の宮城県道路交通規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができるとがである。